

令和7年3月13日
習志野市

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について

習志野市では、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下、「新労務単価（新技術者単価）」という。）について、令和6年度当初の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下、「旧労務単価（旧技術者単価）」という。）からの上昇を踏まえ、令和7年3月1日以降に契約を締結する建設工事及び建設工事に関連する業務委託（測量業務、コンサルタント業務等）のうち、旧労務単価（旧技術者単価）で積算したものについて、新労務単価（新技術者単価）に基づく請負代金に変更する特例措置を、下記のとおり実施することとしました。

また、建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更について、併せてお知らせします。

なお、当該措置により請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応するようお願いいたします。

記

1 新労務単価（新技術者単価）の運用に係る特例措置

(1) 対象

令和7年3月1日以降に契約を締結した建設工事及び建設工事に関連する業務委託（測量業務、コンサルタント業務等）のうち、旧労務単価（旧技術者単価）で積算したものとしします。

(2) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出するものとしします。

変更後の請負代金額＝

【新労務単価（新技術者単価）で積算した設計価格】×【落札率】

(3) 受注者からの請求

受注者が、請負代金額の変更協議を請求するときは、契約締結後、発注担当課に対し、別紙「変更協議書」を提出することとしします。

2 「建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)」の規定に基づく 請負代金額の変更

令和7年2月28日以前に契約を締結した建設工事で、残工期が基準日から2ヶ月以上あるもの等、一定の条件が適合するものについては、「建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の運用に関する手引き」に従い行うもの
とします。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準(設計労務単価)の
変更が生じていなくても(物価水準の変更が生じている場合)インフレスライド請求
を可能とします。

詳細については発注担当課にお尋ねください。

令和 年 月 日

発注者 習志野市長 あて

受注者 住 所
商号等
代表者

変 更 協 議 書

下記契約締結済案件について、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について」に基づき、請負代金の変更を協議願います。

記

1 契約案件名

2 契約締結日

3 工期または履行期限

4 そ の 他